

◆X章 交流及び共同学習◆

1 交流及び共同学習について

コラム 「交流及び共同学習とは」

「交流及び共同学習」とは、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動において、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。

特別支援学校と小中学校との交流学習は、それぞれの学習指導要領にも記載され実施されてきた。

<小学校学習指導要領>（平成 20 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 4 の 2

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領>（平成 21 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 2 節 第 4 の 1

(6) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。

今回の改訂では、特に「特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこと」が位置付けられ、「活動を共にする機会を積極的に設ける」よう示されている。交流及び共同学習は、障害のある幼児、児童又は生徒が地域社会や幼稚園、保育所の幼児、小学校、中学校の児童又は生徒と共に活動することによって相互の経験を広め、自立と社会参加、共に助け合い支え合って生きていく共生社会を目指す大切な学習であると考えられる。

これまでの交流学習の中にも、「計画的・継続的」に行われてきた例は多く、これらの概念は決して新しいものではないが、年間に数時間だけの清掃活動の交流や行事への招待のみの交流活動は、その内容を吟味する必要があると思われる。小・中学校においては、各教科等のねらいに照らした評価を必要とするために、交流及び共同学習の柱（活動の目的、双方の子ども達への願い）を明確にしておく必要がある。そのためにも、交流校となる小・中学校と特別支援学校との打ち合わせ、連携が不可欠である。

2 交流及び共同学習の手順

(1) 関係者の共通理解

交流及び共同学習をしようとする学校が互いに幼児児童生徒の実態、学習の必要性や意義について共通理解する。

(2) 組織づくり

地域校としてのまとまりで、互いに研修会や定期的な連絡会を設けることで、普段からの情報交換ができる体制づくりが大切であり、例えば、「ADHD 研修会」、「LD の理解」な

ど通常の学級の中で指導に悩む話題を取り上げての研修会や相談が気軽に行えるような雰囲気づくりも重要である。また、学校の中でも外部との交流に対応する係を設けたり、両者の連絡役となれる役割をもつ教員を配置したりして、指導計画の推進や指導内容・方法等の改善を行うことが大切である。「福祉委員会」、「ボランティア委員会」等の児童・生徒会活動を通して児童又は生徒自身が担当している例も少なくない。

(3) 指導計画の作成

小・中学校では、以下のような観点で指導計画を作成している。

- ① 教育課程上の位置づけ
- ② 評価計画
- ③ 交流及び共同学習の内容と形態
- ④ 役割分担と協力体制 等

小・中学校において、上記項目を踏まえた指導計画を作成するためには特別支援学校の協力や情報提供が必要である。同時に特別支援学校ではそれぞれの児童又は生徒にとって個別の指導計画に基づいたねらいと評価が設定されていなくてはならない。

(4) 事前学習

小・中学校においては特別支援学校の情報提供や願う活動の姿などから、事前学習により児童又は生徒の役割を決めたり、個々にもっている不安を取り除いたりすることが望ましい。特別支援学校では、活動の内容を具体的に知らせて期待感をもたせたり、自分の意志（特に拒否の伝達）を表現する方法等について具体的に指導したりすることが考えられる。

(5) 実際の交流活動

児童又は生徒が安全に活動できる環境と時間を確保し、障害のない子とある子の活動状況や周囲の支援の様子を常に把握し、適切な指導・助言を行う。

(6) 事後学習（と評価）

互いに感想を述べ合う活動や次の計画を立てる活動を通して、より身近な存在として意識化できるようまとめる。

また交流及び共同学習に参加した児童又は生徒一人一人について、個別の指導計画の項目から目標に近づく姿（良い面、可能性の芽）を中心に評価し記録する。

(7) 体験的な活動の準備

これからの交流及び共同学習では、これまでの一緒に時間を過ごすだけの交流及び共同学習ではなく、互いに組み組める活動を用意していく必要があるため、小・中学校との打ち合わせの中で以下のような点に配慮しながら決定するとよい。

- ① 年間を通して継続的（例えば学期に1回以上）に行われる活動を選択する（年間計画の調整）。
- ② 参加する児童又は生徒の相手意識が育つよう交流学級や児童又は生徒の組み合わせを考える。
- ③ 共に活動することで成就感や達成感、楽しさを感じられる題材を選択する。
- ④ それぞれの児童又は生徒が見通しをもって取り組めるよう情報提供をすること。

3 交流及び共同学習の事例

(1) 年間を通じて、授業・行事での交流を続けている例（特別支援学校と地域小学校との活動例）

① 年間計画・直接的な交流と間接的な交流

年間を通じて交流及び共同学習の事例を実施する際には、前年度の段階から特別支援学校と相手校担当者が連絡会をもち、互いに年間計画を調整することが必要である。その際に交流及び共同学習がおよそどのような日程で行われるかを伝えておくことで各校の年間計画の調整が容易になる。

ここでいう直接的な交流とは、運動会や写生会など互いの学校行事に参加したり、地域の児童会、育成会の活動に参加したりすることを指す児童同士が直接触れ合うことのできる交流活動であり、年間計画表に記載しておくことが望ましい。一方、間接的な交流とは地域の巡回展、校内外の作品展や各種コンクールに出展したり応募したりする活動である。間接的な交流は作品を通して相互の理解を深める機会として有効に活用することが望まれる。

② 年間計画

2月 年間計画の行事日調整

4月 各校の担当者打合せ

6月 交流の日（各学年、M小学校での教科学習参加）

9月 M小学校の運動会（小学校を訪問して事前練習と参加）

10月 文化祭での劇発表（特別支援学校に招待） 本校文化祭、地域作品展への出品

11月 キックベースをしよう（小学部2年）

③ 実際の活動例

地域小学校の交流学級との活動を特別支援学校（ろう学校）の児童が主体となって計画を立て、学校に招待する形で行われたものである。

本事例のポイント

- ・特別支援学校の児童が主体的に動ける場作りであること
- ・教師の支援のもとに、児童が共に活動できる内容を考えていること
- ・障害の理解に関する内容を含めた活動が用意されていること

1 題材名「M小のお友だちとキックベースをしよう」

2 対象 小学部2年生とM小学校2年2組

3 ねらい

- ・M小学校の友だちを迎える側として、様々な準備に一生懸命取り組むことができる。
- ・M小学校2年2組の友だちと一緒に、体を動かすゲームをしたり手話を交えた問題を考えてたりしながら、楽しい時間を過ごすことができる。
- ・30人という集団の中で、自分の思いを優先させるのではなく、友だちの話や考えを聞こうと努力することができる。
- ・自分に与えられた仕事をしっかりとこなすことができる。

4 日程

時 間	教科・活動	内 容	留 意 点
8:50～ 9:35	自立活動	・ゲームなどの説明練習 ・下足置き場などの準備（全員） ・M小学校2年2組の友だちを出迎えて、体育館へ案内	・準備をしながら、M小の友だちが来ることを楽しみできるように、練習や準備の意味付けをしていく。
9:45～ 10:30	体育 (体育館)	・キックベースの説明をする（S生） （4チームに分かれ、2試合） ＜休み時間＞ ・体育館で少し遊ぶ	・本校で行っているルールを説明する。（児童が見本を見せる） ・仲間のチームを決め、応援し合う。
10:50～ 11:35	自立活動 (小2教室)	・小学部2年教室へ案内 (トイレ休憩・水分補給) ・「手話を知ろう！」 挨拶編・教科編等 ・手話を覚えよう！ ①色の手話の紹介 ②クイズ	・場所移動の時は児童が案内するようにし、関わりをもてるようにする。 ・本校児童が、手話の見本を見せる ・伝わることの楽しさが感じられるようにする。
11:45頃		・お見送り ・下足置き場などの後かたづけ	・次回会うことを約束してつながっている気持ちをもちながらお別れできるようにする。

(2) 生徒会を中心にした交流及び共同学習（特別支援学校高等部と地域高等学校との交流）の例

① 交流教育の方針

学校全体の交流教育の方針を、「地域社会との連携を深めるとともに学校相互の連携や交流を図ることに努める」、「児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通して、小・中学校又は高等学校及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにする」とし、高等部は開校以来継続してS農業高校と連携をとり、交流活動を重ねてきている。

② 年間計画

5月 生徒会役員・顧問、交流係と高校の生徒会正副会長と顧問との打ち合わせ



(顧問間でペア作りの為の情報交換)

生徒個々の留意事項等の情報



高校生徒会での検討

・同性のペアがよい

・活動内容の検討

・積極的な生徒がよい

・高等部からの情報によるペア作り

・車いすを押してくれる生徒 等

7月 高等部生徒がS農業高校に移動し活動する

趣味や自己PRを書いたネームプレートを作る

農作業を中心に生徒会が企画した活動を実施

10月 各校の文化祭に招く

12月 本校にS農業高校の生徒が来校し、約2時間の交流活動（本校生徒会企画）

③ 交流学习を企画する際の支援

このように高等部生徒の交流学习を企画する際には、生徒会活動を中心として設定することが良いと思われる。その際に、特別支援学校の生徒に対する理解や認識が未熟な高等学校生徒に対する十分な情報提供や理解を深める配慮をすることが大切であり、生徒同士との交流及び共同学習を通して障害のある生徒に対する理解を深めたり、高等部生徒一人一人が経験を基に社会性を身に付けたりできる機会とすることが大切である。

4 交流及び共同学習展開上の留意点

- ・教師は、障害のある幼児児童生徒及びその教育について正しい理解と意識を深める必要がある。
- ・特別支援学校の職員だけでなく、かかわるすべての教職員が障害のある子どもの教育、教育上特別の支援を必要とする子どもの教育を担当する意識をもてるようにする。
- ・これまでに行われてきた交流学习を基に、さらに「計画的、組織的に行うこと」、「活動を共にする機会を積極的に設けること」、「相互理解を促進すること」を意識しながら再編成する機会を設けるようにする。
- ・交流及び共同学習は、特別支援学校が設置されている地域の幼稚園・保育所、小中学校、高等学校との活動と特別支援学校周辺、近隣に居住する地域の幼稚園・保育所、小中学校、高等学校との活動とに分けられる。いずれの場合も、障害のある幼児児童生徒の状態に応じた無理のない活動が計画・実施できるようにする。
- ・「交流及び共同学習」を教科の学習としてとらえると活動が限定されてしまう場合は、総合的な学習の時間を含めた柔軟で弾力的な活動を工夫する。
- ・「相互の理解を促進する」観点から、互いに同じ時間を過ごして終わってしまうような交流でなく、「〇〇くんは、走るのが得意なんだ」「〇〇さんは、絵がとっても上手」など、得意なこと、できることが互いに分かるような活動や展開ができるようにする。